

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	山村振興計画	<p>【目的】 山村振興法が平成27年3月に延長・改正され、法に基づく支援措置等が新設されたことから、新たに計画を策定する。</p> <p>【内容】 地域の概況、現状と課題及び振興の基本方針などを掲載。</p> <p>【区分】 実施計画</p> <p>【計画期間】 平成28年度～平成36年度</p> <p>【関係法令】 山村振興法</p>	対象外		<p>山村振興法に基づく特別措置を受けるため具体的な計画を掲げる実施計画であるため。</p> <p>【参考】山村振興法 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることが必要として昭和40年に議員立法で制定。10年を期限とする時限法で、これまで4度の延長が行われ内容の充実が図られてきた。平成27年3月の延長・改正により、現行法の期限は平成37年3月31日となった。</p>
2	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 平成28年度から振興センターでの証明書等交付業務を廃止するため、内容の一部を改正する。</p> <p>【内容】 振興センターでの証明書等交付業務を廃止するため、業務等の規定を削除する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		<p>市民に義務を課す又は市民の権利を制限する内容ではなく、市の事務処理について規定するものであるため。</p> <p>【参考】現在の状況 H27.8.1より証明書の宅配を開始 H28.4.1より証明書のコンビニ交付開始予定</p>
3	花巻市市税条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【内容】 個人番号、法人番号の規定整備及び文言の整理</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年4月1日 平成28年1月1日</p> <p>【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地方税法等の一部を改正する法律 ②法令改正施行日 平成28年4月1日</p>	工 義務 権利	ウ 法令 の 規定	<p>地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであるため。</p>

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
4	花巻市暴力団排除条例	<p>【目的】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に基づき、暴力団排除に関し、市、市民及び事業者等が取り組むべき事項について定める。</p> <p>【内容】 暴力団排除に関する基本理念や市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団が関与する可能性のある市の事務事業について暴力団排除のために必要な事項を定める。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年1月1日</p>	対象外		市民に義務を課す又は市民の権利を制限する内容ではなく、市の事務事業について暴力団の排除を規定するものであるため。
5	花巻市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 賦課対象区域の告示を年度当初のみとしていることで供用開始後の下水道接続の時期と差が生じるなどの不都合が生じているため、内容の一部を改正する。</p> <p>【内容】 受益者負担金を賦課しようとする区域を年度当初のみに定め告示することとしているが、その後供用開始された場合はその都度速やかに賦課対象区域の変更の告示を行うこととする。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年1月1日 （予定）</p>	対象外		市民生活に重大な影響を及ぼす又は権利を制限するものではなく、円滑な事業運営を図るための改正であるため。
6	花巻市奨学金貸与条例の一部を改正する条例	<p>【目的】 入学時にかさむ出費による家計の一時的圧迫を緩和するため、内容の一部を改正する。</p> <p>【内容】 平成28年度から貸与を開始する奨学金について、学資金のほかに入学一時金を貸与することができるよう改正する。</p> <p>【議会及び施行日】 ①議会提案 平成27年12月定例会 ②施行日 平成28年4月1日</p>	対象外		市民生活に重大な影響を及ぼす又は権利を制限するものではなく、奨学金事業の充実を図るための改正であるため。